

NEWS LETTER

2009年12月号 (No.138)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F
落合会計事務所
TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529
http://www.ochiaikaikei.com/

年末調整シーズンの到来です！

今年も年末調整のシーズンがやってきました。年末調整はなぜするのか、今回はそこからお話したいと思います。

●年末調整はなぜするのか？

年末調整をする理由は、以下の2点となります。

①源泉所得税は仮払い

毎月の給与から天引きされる所得税額は、仮の金額にすぎません。1年間の給与が確定した時点で税額が確定するので、徴収済の税額との差額を年末に精算することになります。

年末調整はその手続きです。

②確定申告の代わり

所得がある個人は、基本的には確定申告をしなければいけません。ただし、給与所得だけは、会社が年末調整をすることで、給与をもらった人が確定申告をしなくてすむことになっています。

●年末調整の対象となる人は？

「扶養控除等申告書」を提出している人で、次のような人が対象となります。

- ① 1年を通じて勤務している人
- ② 年の途中で就職し、年末まで勤務している人
(前職があるときは、その源泉徴収票を提出した人に限ります。)
- ③ 12月の給与をもらってから退職した人
(注)給与の収入金額が2,000万円を超える人や、2ヶ所以上から給与をもらっていて「扶養控除等申告書」を提出していない人は、対象となりません。

●還付金額が減る主な原因は？

①給与・賞与からの源泉徴収税額の不足

税額表の見まちがいや、古い税額表で計算していた場合など。また、給与に比べて賞与の割合が多い場合に不足する可能性があります。

②扶養親族の減少が年末に判明

奥様が働きはじめた、お子さんが就職し、独立したなどの事実を、年末までに会社に報告してい

なかった場合。

③保険料等の控除証明書を紛失

生命保険・損害保険・国民年金などは、控除証明書がない場合は控除できません。(再発行には時間がかかるため、対処はお早めに！)

●確定申告が必要となる人は？

- ① 医療費控除を受ける人(最高200万円の控除が受けられます。)
- ② マイホーム購入による住宅ローン控除を初めて受ける人(申告には、金融機関から年末残高等証明書を取得する必要があります。)
- ③ 特定のバリアフリー改修工事によるローン控除を初めて受ける人(同上。)
- ④ 給与以外の所得がある人
- ⑤ 給与の収入が2,000万円を超える人
- ⑥ 2ヶ所以上から給与をもらっている人など

●住民税の住宅ローン控除

平成18年までに住宅ローン控除をすでに受けている人で、税源委譲の関係で、平成19年分以降の所得税額が減少したことにより、所得税から住宅ローン控除を引ききれなかった人は、翌年度の住民税から、残りの住宅ローン控除を受けることができます。

昨年までは、市区町村への申告が必要でしたが、平成22年度分の個人住民税から、申告は不要となります。(ただし、退職所得・山林所得等を有する方は、申告が必要な場合があります。)

ちなみに、平成21年1月1日から12月31日までに、住宅を取得して居住した場合の控除額は以下のとおりで、確定申告が必要です。

■ 控除限度額

| 居住年 | 居住年 | 控除率 | 控除限度額 |
|-------|------|------|-------|
| 平成21年 | 10年間 | 1.0% | 50万円 |



(佐藤 卓也)